

現行の料金体系について

第2回 輪島市水道事業及び下水道事業経営審議会

輪島市上下水道局

目次

1 | 現行の料金体系

2 | 料金体系の検討

現行の料金体系

水道料金体系

輪島市の水道料金体系	二部料金制 …基本料金と従量料金からなる。
基本水量の設定	有り
従量料金	単一型 …使用水量の多寡にかかわらず、単価は均一。
直近の料金改定	平成23年4月 …合併後の料金統一として。(経過措置により平成25年4月に完全統一) 消費税率引上げによる改定を除く。

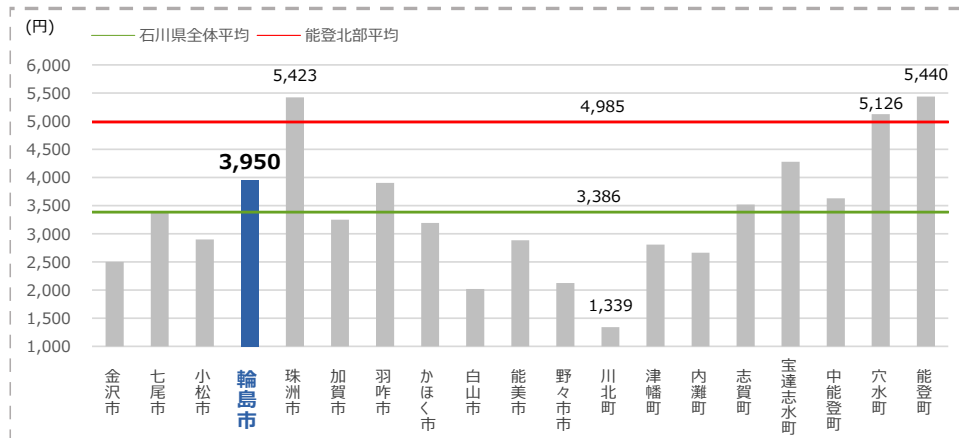
		1 か月当たり給水使用料金 (税抜)		
種別	用途	給水使用料金		
		基本料金 (1 か月当たり)	超過料金 (水量 1 m ³ につき)	
専用栓	一般用	水量 10 m ³ まで	1,619 円	190 円
	官公署、学校及び公共用	水量 30 m ³ まで	5,333 円	209 円
	営業用	水量 15 m ³ まで	2,666 円	209 円
	公衆浴場用	水量 100 m ³ まで	17,142 円	85 円
	特殊用	水量 20 m ³ まで	7,142 円	380 円
共用栓	一般用	水量 10 m ³ まで	1,619 円	190 円
公共栓	船舶用	水量 1 m ³ につき	419 円	
消火栓	防火演習用	1 栓につき放水 10 分ごとに	2,095 円	

		量水器使用料 (税抜)
口径	使用料金 (1 個 1 か月)	
13 ミリメートル	76 円	
20 ミリメートル	152 円	
25 ミリメートル	190 円	
30 ミリメートル	390 円	
40 ミリメートル	685 円	
50 ミリメートル	980 円	
75 ミリメートル	1,961 円	
100 ミリメートル以上	別に定める	

※水道料金は、給水使用料金及び量水器使用料の合計額に消費税相当額を加算し、10 円未満を切り捨てた額

水道料金の県内比較

- 水道料金については、能登北部に属する市町の平均に比べ低い金額となっています。
- 合併後の料金統一による改定以降、約10年間水道料金の改定を行っておりません。近隣市町は消費税率の改正のタイミングに合わせ令和元年度以降順次料金改定を行っております。



金沢市	七尾市	小松市	輪島市	珠洲市	加賀市	羽咋市	かほく市	白山市	能美市
2,497	3,383	2,900	3,950	5,423	3,251	3,905	3,190	2,018	2,882
野々市市	川北町	津幡町	内灘町	志賀町	宝達志水町	中能登町	穴水町	能登町	
2,123	1,339	2,805	2,662	3,520	4,281	3,630	5,126	5,440	

※水道の料金については、メーター使用料を含み、口径13mm、1月使用水量20m³と仮定(令和5年3月末日時点)。

下水道使用料体系

輪島市の下水道使用料体系	二部料金制 ……基本料金と従量料金からなる。
基本水量の設定	有り
従量料金	単一型 ……処理水量の多寡にかかわらず、単価は均一。
直近の使用料改定	平成23年4月 ……合併後の料金統一として。(経過措置により平成26年4月に完全統一) 消費税率引上げによる改定を除く。

下水道使用料体系表（浄化槽使用料を除く。）

(税抜)

区分	使用料（1か月につき）		
基本使用料	一般汚水	10m ³ まで	1,428円
	業務用使用料体系	10m ³ まで	1,428円
	公衆浴場用	—	—
従量使用料	一般汚水	1 m ³ につき	171円
	業務用使用料体系	1 m ³ につき	171円
	公衆浴場用	1 m ³ につき	57円

※使用料は、表で定める金額によって算出した額に消費税相当額を加算し、10円未満を切り捨てた額

下水道使用料体系

- 特定地域生活排水処理事業は、使用水量とは関係なく、設置する浄化槽の規模に応じて使用料を計算。

浄化槽使用料体系表

(税抜)

区分	月額使用料 (固定)	月額使用料 (変動)
5人槽	2,761 円/基・月	—
6から7人槽	3,333 円/基・月	—
8から10人槽	4,285 円/基・月	—
11から20人槽	1,619 円/基・月	304 円に人槽を乗じた額
21から25人槽	2,095 円/基・月	304 円に人槽を乗じた額
26から30人槽	2,571 円/基・月	304 円に人槽を乗じた額
31人から50人槽	3,142 円/基・月	304 円に人槽を乗じた額

・51人槽以上

(税抜)

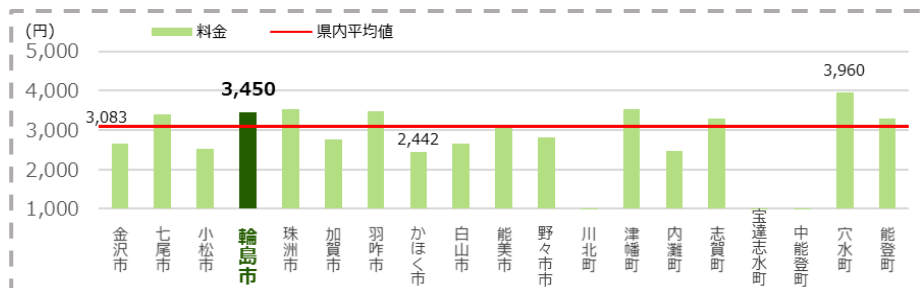
浄化槽の保守点検回数	月額使用料 (固定)	月額使用料 (変動)
1週間に1回	60,952 円/基・月	247 円に人槽を乗じた額
2週間に1回	39,047 円/基・月	247 円に人槽を乗じた額
3月に1回	26,666 円/基・月	247 円に人槽を乗じた額

※使用料は、固定額 + 変動額 × 人槽で算出した額に消費税相当額を加算し、10円未満を切り捨てた額

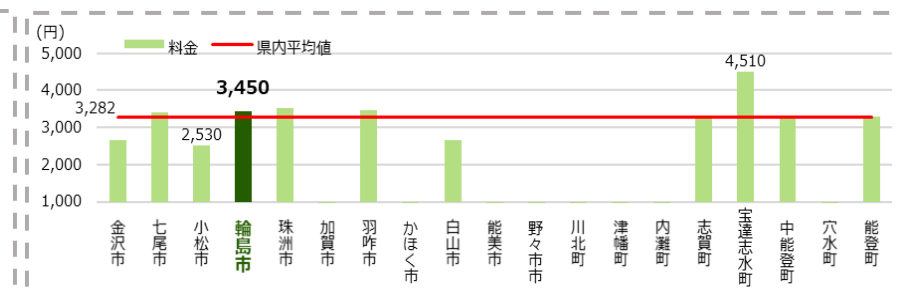
下水道使用料の県内比較①

- 輪島市の下水道使用料は、漁業集落排水事業を除く全ての事業において、石川県内の平均値を上回っています。
- 近隣団体（七尾市、珠洲市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町及び能登町）と、ほぼ同水準です。

<公共下水道事業>



<特定環境保全公共下水道事業>



金沢市	七尾市	小松市	輪島市	珠洲市	加賀市	羽咋市	かほく市	白山市	能美市
2,651	3,410	2,530	3,450	3,520	2,750	3,465	2,442	2,662	3,080
野々市市	川北町	津幡町	内灘町	志賀町	宝達志水町	中能登町	穴水町	能登町	
2,827	0	3,520	2,459	3,300	0	0	3,960	3,300	

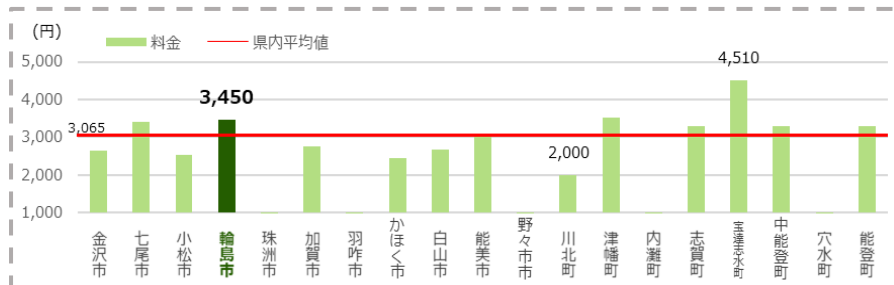
金沢市	七尾市	小松市	輪島市	珠洲市	加賀市	羽咋市	かほく市	白山市	能美市
2,651	3,410	2,530	3,450	3,520	0	3,465	0	2,662	0
野々市市	川北町	津幡町	内灘町	志賀町	宝達志水町	中能登町	穴水町	能登町	
0	0	0	0	3,300	4,510	3,300	0	3,300	

※使用料は、1月水量20m³と仮定し、消費税を含む金額(令和5年3月末日時点)。

下水道使用料の県内比較②

- ・ 輪島市の下水道使用料は、漁業集落排水事業を除く全ての事業において、石川県内の平均値を上回っています。
- ・ 近隣団体(七尾市、珠洲市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町及び能登町)と、ほぼ同水準です。

<農業集落排水事業>



金沢市	七尾市	小松市	輪島市	珠洲市	加賀市	羽咋市	かほく市	白山市	能美市
2,651	3,410	2,530	3,450	0	2,750	0	2,442	2,662	3,080
野々市市	川北町	津幡町	内灘町	志賀町	宝達志水町	中能登町	穴水町	能登町	
0	2,000	3,520	0	3,300	4,510	3,300	0	3,300	

<漁業集落排水事業>



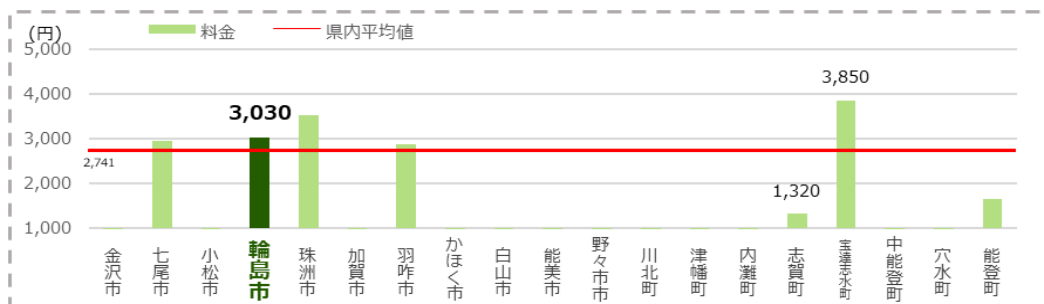
金沢市	七尾市	小松市	輪島市	珠洲市	加賀市	羽咋市	かほく市	白山市	能美市
0	3,410	0	3,450	0	0	0	0	0	0
野々市市	川北町	津幡町	内灘町	志賀町	宝達志水町	中能登町	穴水町	能登町	
0	0	0	0	0	0	0	3,960	3,300	

※使用料は、1月水量20m³と仮定し、消費税を含む金額(令和5年3月末日時点)。

下水道使用料の県内比較③

- 輪島市の下水道使用料は、漁業集落排水事業を除く全ての事業において、石川県内の平均値を上回っています。
- 近隣団体(七尾市、珠洲市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町及び能登町)と、ほぼ同水準です。

<特定地域生活排水処理事業>



金沢市	七尾市	小松市	輪島市	珠洲市	加賀市	羽咋市	かほく市	白山市	能美市
0	2,933	0	3,030	3,520	0	2,882	0	0	0
野々市市	川北町	津幡町	内灘町	志賀町	宝達志水町	中能登町	穴水町	能登町	
0	0	0	0	1,320	3,850	0	0	1,650	

料金体系の検討

料金体系の概要

- 現行の水道料金・下水道使用料について、輪島市では以下のような体系を採用しています。

料金体系の大別：

用途別

(一般用・官公署用
・公衆浴場用など)

口径別

(13mm・20mmなど)

全国的には
個別原価主義の要請から
用途別から口径別へ
移行が進んでいる

料金区分：

二部料金制

(基本料金+従量料金)

一部料金制

二部料金制を原則とする
(R2国交省通知より)

基本水量の設定：

あり

なし

基本水量制は廃止の方向へ
(R2国交省通知より)

従量料金区分：

単一型

逦増・逦減

※ 水道料金体系（再掲）

種別	用途	1 か月当たり給水使用料金 (税抜)		
		給水使用料金		
		基本料金 (1 か月当たり)	超過料金 (水量 1 m ³ につき)	
専用栓	一般用	水量 10 m ³ まで	1,619 円	190 円
	官公署、学校及び公共用	水量 30 m ³ まで	5,333 円	209 円
	営業用	水量 15 m ³ まで	2,666 円	209 円
	公衆浴場用	水量 100 m ³ まで	17,142 円	85 円
	特殊用	水量 20 m ³ まで	7,142 円	380 円
共用栓	一般用	水量 10 m ³ まで	1,619 円	190 円
公共栓	船舶用	水量 1 m ³ につき	419 円	
消火栓	防火演習用	1 栓につき放水 10 分ごとに	2,095 円	

用途別使用料

基本水量

基本使用料と
従量使用料の割合

水量区分
水質区分の設定

※水道料金は、給水使用料金及び量水器使用料の合計額に消費税相当額を加算し、10 円未満を切り捨てた額

※ 下水道使用料体系（再掲）

用途別使用料

基本水量

下水道使用料体系表（浄化槽使用料を除く。）

（税抜）

区分	使用料（1か月につき）		
基本使用料	一般汚水	10m ³ まで	1,428円
	業務用使用料体系	10m ³ まで	1,428円
	公衆浴場用	—	—
従量使用料	一般汚水	1 m ³ につき	171円
	業務用使用料体系	1 m ³ につき	171円
	公衆浴場用	1 m ³ につき	57円

※使用料は、表で定める金額によって算出した額に消費税相当額を加算し、10円未満を切り捨てた額

基本使用料と
従量使用料の割合

① 料金体系の大別

▽ 輪島市採用

用途別
料金体系



負担力・価値基準

生活用水の安定供給

水道の用途を生活用や業務・営業用などに分け、それぞれの水道使用者によって基本料金や従量料金を変えるもので、一般的には生活用に配慮した体系。ただし、現在では用途と負担能力の関係も曖昧となってきている。

口径別
料金体系



原価主義

個別原価主義の要請

大きな口径のメーターをつけている利用者は、一度に多くの水を使うことができることから、口径が大きいほど水道施設の費用を多く負担すべきであると考え、一般的に基本料金や従量料金を高く設定している。

参考

個別原価主義の要請から、用途別料金体系であった事業も口径別料金体系へ移行する事例が全国的には多い。
(現在約6割の水道事業が口径別料金体系を採用)

② 料金区分

▽ 輪島市採用

二部料金制

=

基本料金

+

従量料金

使用水量の有無にかかわらず、用途に応じて、上下水道使用者に負担してもらう料金。

使用水量に応じて、使用者に負担してもらう料金。

一部料金制

→

定額料金制

従量料金制

一般的に上下水道事業は使用水量の有無に関係なく安定的な事業運営を維持するための固定的な経費として負担してもらう「**基本料金**」と使用した水量に応じて必要な経費を負担してもらう「**従量料金**」から構成される「**二部料金制**」を採用している。

③ 基本水量

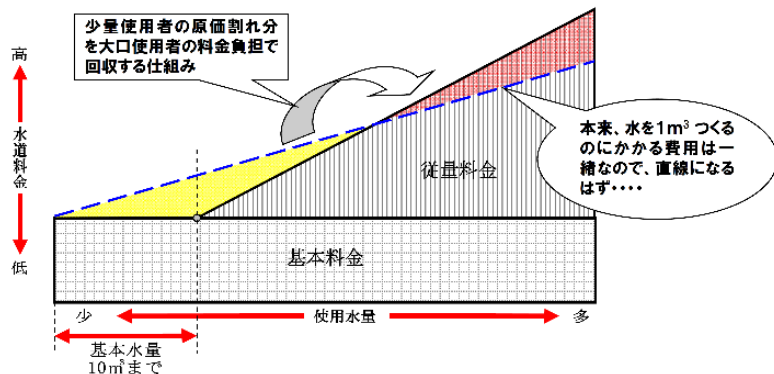
▽ 輪島市採用

基本水量あり



基本水量制とは、公衆衛生向上の観点から生活上必要な一定程度の水の使用を促すことを目的として基本料金に付与するもの。

基本水量以下の使用者は、節水しても料金が変わらないこととなります。基本水量を廃止とする場合は、使用した水量に応じて料金負担に差が生じることとなり、負担の公平性が図られません。しかし、基本水量を下げると家庭用少量使用者の負担増につながるおそれもあります。



参考

(R2.7.21国交省通知) 下水道使用料体系見直しの方向性

■ 基本水量制の廃止

基本水量内の使用者間の
負担の公平性に問題

- 基本水量なしでの基本使用料制と従量使用料制の組み合わせ